

秋田県告示第12号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

令和6年1月9日

秋田県知事 佐竹敬久

1 秋田県マリーナ施設

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市飯島字堀川118番

株式会社マリーナ秋田

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 船川港金川多目的広場

(1) 指定管理者の住所及び名称

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで